

## 平成29年さいたま市議会2月定例会提出議案一覧

合計82件（専決処分報告議案2件・予算議案34件・条例議案35件・一般議案2件・道路議案2件・人事議案7件）

### 《専決処分報告議案》

議案第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成28年度さいたま市病院事業会計補正予算（第4号））

議案第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）  
（所管課所・保健福祉局市立病院経営部庶務課）

さいたま市立病院において、入院していた原告が低酸素脳症を発症した後、後遺症が残ったことにより生じた損害賠償請求に対し、損害賠償の額を定めることについて、平成29年1月10日付けをもって専決処分したもの。

（内容）

- ・ 損害賠償額  
1億3,985万7,860円

### 《予算議案》

議案第3号～議案第17号

（内容）

- ・ 平成28年度さいたま市一般会計補正予算 2件
- ・ 平成28年度さいたま市特別会計補正予算 11件
- ・ 平成28年度さいたま市病院事業会計補正予算 1件
- ・ 平成28年度さいたま市下水道事業会計補正予算 1件

議案第18号～議案第36号

（内容）

- ・ 平成29年度さいたま市一般会計予算 1件
- ・ 平成29年度さいたま市特別会計予算 15件
- ・ 平成29年度さいたま市水道事業会計予算 1件
- ・ 平成29年度さいたま市病院事業会計予算 1件
- ・ 平成29年度さいたま市下水道事業会計予算 1件

### 《条例議案》

議案第37号 県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定  
について

（所管課所・教育委員会事務局学校教育部教職員課教職員企画室）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）における市町村立学校職員給与負担法等の一部改正による、埼玉県からの県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴い、関係条例の整備を行うため、さいたま市教育職員の育児休業等に関する条例のほか11条例について所要の改廃を行うもの。

（内容）

- 1 条例の廃止

- ・ 高等学校及び幼稚園の教育職員を対象にした次の条例を廃止するもの。
  - ア さいたま市教育職員の育児休業等に関する条例
  - イ さいたま市教育職員の配偶者同行休業に関する条例
  - ウ さいたま市教育職員の給与等に関する条例
  - エ さいたま市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
- 2 さいたま市職員の再任用に関する条例の一部改正
  - ・ 小学校、中学校及び特別支援学校の教職員に2の条例を適用することに伴い、平成29年3月31日以前に再任用をされたことがある者を、2の条例の規定により再任用をされたことがある者とみなすもの。
- 3 公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例及び外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例の一部改正
  - (1) 派遣することができない職員に研究等休職者を追加するもの。
  - (2) 小学校、中学校及び特別支援学校の教職員に3の条例を適用することとするもの。
  - (3) 平成29年3月31日において派遣されている職員については、3の条例の規定により派遣されたものとみなすもの。
- 4 さいたま市職員の育児休業等に関する条例の一部改正
  - (1) 小学校、中学校及び特別支援学校の教職員並びに高等学校及び幼稚園の教育職員に4の条例を適用することとするもの。
  - (2) 平成29年3月31日以前になされた育児休業等の承認等は、4の条例の相当規定によりなされたものとみなすもの。
- 5 さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正
  - (1) 小学校、中学校及び特別支援学校の教職員並びに高等学校及び幼稚園の教育職員に5の条例を適用することとするもの。
  - (2) 平成29年3月31日以前になされた配偶者同行休業の承認等は、5の条例の相当規定によりなされたものとみなすもの。
- 6 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正
  - ・ 小学校、中学校及び特別支援学校の教職員に6の条例を適用することとするもの。
- 7 さいたま市職員等の旅費に関する条例の一部改正
  - ・ 小学校、中学校及び特別支援学校の教職員並びに高等学校及び幼稚園の教育職員に7の条例を適用することとするもの。
- 8 さいたま市教職員健康審査会条例の一部改正
  - ・ 教職員の定義について所要の改正を行うもの。

(施行期日) 平成29年4月1日

### 議案第38号 さいたま市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局総務部行政透明推進課)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
  - (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番

号法」という。)の改正に伴い、引用条項を整備するもの。

- (2) 番号法の改正により情報提供ネットワークシステムを使用してなされる特定個人情報の提供の範囲に条例事務関係情報が加えられることに伴い、情報提供等記録の定義及び個人情報の提供先への通知について、規定の整備を行うもの。

(施行期日) (1)については平成29年5月30日、(2)については公布の日

**議案第39号 さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について**  
(所管課所・市民局市民生活部ICT政策課番号制度整備室)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「主務省令」という。)の一部改正等を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 特定個人情報の追加
  - ・ 地方税の賦課徴収又は調査に関する事務等について、庁内において情報連携を行うものとして地域子ども・子育て支援事業情報等を追加するもの。
- 2 特定個人情報の削除
  - ・ 母子保健法による養育医療の給付等に関する事務について、主務省令に規定された中国残留邦人等支援給付等関係情報等を削るもの。

(施行期日) 平成29年4月1日

**議案第40号 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・都市戦略本部行財政改革推進部)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 規定の整備
  - ・ 教育委員会制度の改正により、教育委員会委員長と教育長を一本化した新たな教育長が置かれることに伴い、「委員会の委員」を「委員会の委員(教育委員会にあっては、教育長及び委員)」に改めるもの。
- 2 経過措置
  - ・ この条例の施行の際現に在職する教育長が在職する間について、1による改正前の条例の規定は、なお、従前の例によることとするもの。

(施行期日) 公布の日

**議案第41号 さいたま市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・保健福祉局市立病院経営部庶務課)

新たなさいたま市立病院中期経営計画の策定に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 市立病院の職員の定数の改正

	現行	改正後	増員数
市立病院の職員	781人	965人	184人

(施行期日) 平成29年4月1日

## 議案第42号 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部人事課)

多様な任用形態及び勤務形態の活用により行政需要の高度化、多様化等に対応するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

### 1 任期を定めた職員の採用の拡大

(1) 任命権者は、職員を次に掲げるいずれかの業務に期間を限って従事させる場合には、職員を任期を定めて採用することができることとするもの。

ア 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

イ 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

(2) 任命権者は、任期を定めて任用される職員以外の職員を(1)ア又はイの業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができることとするもの。

### 2 任期付短時間勤務職員の採用

・ 任命権者は、次に掲げる場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができることとするもの。

ア 1(1)ア又はイのいずれかの業務に従事させる場合

イ 市民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合

### 3 任期付短時間勤務職員の給与の特例

・ 任期付短時間勤務職員の給料月額、給料表に定める給料月額に、その者の勤務時間を正規の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とするもの。

(施行期日) 平成29年4月1日

## 議案第43号 さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部人事課)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い、さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例のほか2条例について所要の改正を行うもの。

(内容)

### 1 育児のための深夜勤務の制限等に係る子の範囲の拡大

・ 育児のための深夜勤務及び時間外勤務の制限等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組監護期間中の者、養子縁組里親に委託されている者等を含むこととするもの。

### 2 介護を行う職員の時間外勤務の免除

・ 職員が要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、時間外勤務をさせてはならないこととするもの。

3 介護休暇の分割取得

- ・ 介護休暇を請求できる期間を、3回以下、かつ、合計6月以下の範囲内で分割可能とするもの。

4 介護時間の新設

- ・ 連続する3年以下、1日につき2時間以内で、介護時間を承認できる仕組みを新設するもの。

5 介護時間に係る給与の減額

- ・ 給与の減額の対象に、介護時間の承認を受けて勤務しない場合を追加するもの。

(施行期日) 平成29年4月1日

**議案第44号 さいたま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・総務局人事部人事課)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和

- ・ 雇用継続の見込みの要件について、養育する子が2歳に達する日までに、任期が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでないこととされていたものを、1歳6か月までに緩和するもの。

2 育児休業等の対象となる子の範囲の拡大

- ・ 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子の範囲に、養子縁組里親としての職員に委託しようとしたが、実親等の同意が得られなかったため、養育里親としての職員に委託された者を加えるもの。

3 再度の育児休業等ができる特別の事情の追加

- ・ 再度の育児休業及び育児短時間勤務ができる特別の事情として、特別養子縁組の成立に係る家事審判事件の終了（特別養子縁組が成立しなかった場合に限る。）等を追加するもの。

4 部分休業と介護時間等の時間数調整

- ・ 部分休業と介護時間又は特別休暇を同日に取得する場合は、その合計時間を2時間までとするよう調整するもの。

(施行期日) 平成29年4月1日

**議案第45号 さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・総務局人事部人事課)

国家公務員における配偶者同行休業の運用が見直されたことを踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 再度の配偶者同行休業制度の延長ができる特別の事情の新設

- ・ 配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情は、配偶者の外国での勤務が延長期間満了日後も引き続くこととなり、そのことが延長の請求時には確定していなか

ったこととするもの。

(施行期日) 平成29年4月1日

#### 議案第46号 さいたま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・消防局総務部消防職員課)

他の政令指定都市の状況等を踏まえ、消防職員にとって適正な給与制度を構築するため、消防職給料表の創設等の所要の改正を行うもの。

(内容)

##### 1 消防職給料表及び等級別基準職務表の創設等

- (1) 消防職員の階級制度を踏まえた9級構成の給料表とするもの。
- (2) 消防職給料表の創設に伴い、消防職給料表に係る等級別基準職務表を規定するもの。
- (3) 行政職給料表に係る等級別基準職務表から消防独自の基準となる職務を削るもの。

##### 2 職務の級の切替え

- ・ 職員の切替日における職務の級は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する附則別表の新級欄に定める職務の級とするもの。この場合において、旧級が3級の職員のうち、消防司令の階級を有する係長級の職員は4級とするもの。

##### 3 経過措置

- ・ 改定率の大きい消防職給料表1級適用者（再任用職員を除く。）の給料月額について、一定の期間、次の割合を減じることとするもの。

年度	平成29年度	平成30年度
減額率	3.0%	1.5%

(施行期日) 平成29年4月1日

#### 議案第47号 さいたま市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・財政局税務部税制課)

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

##### 1 個人市民税における住宅ローン控除の延長

- ・ 住宅ローン控除の適用期限を2年半延長して平成33年12月31日までの入居者を対象とするもの。

##### 2 軽自動車税の見直しの延期

- ・ 軽自動車税における環境性能割の導入時期及び現行の軽自動車税を種別割とする時期をそれぞれ平成31年10月1日に延期するもの。

##### 3 法人市民税法人税割の税率引下げの延期

- ・ 法人市民税法人税割の税率改正の実施時期を延期し、平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用するもの。

##### 4 規定の整備

- ・ 「仮認定特定非営利活動法人」の名称を「特例認定特定非営利活動法人」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日（4については、平成29年4月1日）

議案第48号 さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局建築部建築総務課)

モデル建物法を用いる際の低炭素建築物新築等計画認定申請に係る審査事務手数料等を追加するとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請に係る審査事務手数料を定めるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 手数料の追加

- ・ 簡易な計算方法であるモデル建物法を用いた低炭素建築物新築等計画の認定の申請等に対する審査事務手数料を追加するもの。

2 手数料の新設

- (1) 特定建築物の建築等に関し建築物エネルギー消費性能基準の適合が義務付けられたことに伴い、適合性判定の申請等に対する審査事務手数料を新設するもの。
- (2) 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることが明らかな軽微な変更をした場合に、建築基準法に基づく完了検査時に必要となる軽微変更該当証明書の交付に係る手数料を新設するもの。

(施行期日) 平成29年4月1日

議案第49号 さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・消防局予防部査察指導課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第5次一括法)における火薬類取締法の一部改正に伴い、火薬類関係事務の一部が移譲されるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 手数料の新設

事務の種類	手数料の額
火薬類の製造の許可の申請に対する審査	1件につき 220,000円
火薬類の販売営業の許可の申請に対する審査	
(1) 競技用紙雷管のみの販売営業	1件につき 25,000円
(2) その他の販売営業	1件につき 110,000円
火薬庫の設置、移転又はその構造若しくは設備の変更の許可の申請に対する審査	
(1) 火薬庫の設置又は移転	1件につき 73,000円
(2) 火薬庫の構造又は設備の変更	1件につき 8,300円
火薬類の製造施設の完成検査又は火薬庫の完成検査	
(1) 火薬類の製造施設の完成検査	1件につき 41,000円
(2) 火薬庫の完成検査	
ア 設置又は移転	1件につき 41,000円
イ 構造又は設備の変更	1件につき 23,000円
火薬類の輸入の許可の申請に対する審査	
(1) 申請に係る火薬及び爆薬の数量が25キログラム以下のもの	1件につき 12,000円
(2) その他のもの	1件につき 25,000円
特定施設に係る保安検査又は火薬庫に係る保安検査	1件につき 41,000円

(施行期日) 平成29年4月1日

## 議案第50号 さいたま市教職員定数条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部教職員課教職員企画室)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）における市町村立学校職員給与負担法の一部改正に伴い、教職員の定数を定めるため、新たに条例を制定するもの。

(内容)

- 1 定数
  - ・ 教職員の定数を5,881人とするもの。
- 2 定数の配分
  - ・ 教職員の定数の配分は、市教育委員会が定めることとするもの。
- 3 さいたま市職員定数条例の一部改正
  - ・ さいたま市職員定数条例の対象者から教職員を除くもの。

(施行期日) 平成29年4月1日

## 議案第51号 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部教職員課教職員企画室)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）における市町村立学校職員給与負担法の一部改正に伴い、教職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

(内容)

- 1 1週間の勤務時間等
  - ・ 1週間の勤務時間、週休日及び勤務時間の割振り、週休日の振替等、休憩時間、育児又は介護を行う教職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限並びに休日について、教職員以外の市職員と同様の内容のものを定めるもの。
- 2 正規の勤務時間以外の時間における勤務
  - (1) 教育職員（校長及び教頭を除く。）について、校外実習等の条例に規定した業務を除き、原則として、時間外勤務は命じないこととするもの。
  - (2) 学校栄養職員及び事務職員について、校務のため臨時又は緊急の必要がある場合には時間外勤務を命じることができることとするもの。
- 3 時間外勤務代休時間
  - ・ 時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間として、一定期間内にある勤務時間について時間外勤務代休時間を指定できることとするもの。
- 4 休日の代休及び代休日
  - (1) 教育職員に対して、休日である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部又は一部について特に勤務することを命じた場合には、当該休日後の勤務日等に割り振られた勤務時間中に代休を指定しなければならないこととするもの。
  - (2) 学校栄養職員及び事務職員に対して、休日である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命じた場合には、代休日として、当該休日後の勤務日等を指定することができることとするもの。
- 5 休暇
  - ・ 教職員の年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇につ



いて、教職員以外の市職員と同様の内容のものを定めるもの。

- 6 さいたま市教育職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の廃止
  - ・ 高等学校及び幼稚園の教育職員をこの条例の適用とすることに伴い、さいたま市教育職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例を廃止するもの。
- 7 施行日前の指定、承認等の取扱い及び期間の通算に係る経過措置
  - ・ 施行日の前日までになされた休暇等の指定、承認等は、この条例の相当規定によりなされたものとみなし、病気休暇、特別休暇及び組合休暇の期間は通算することとするもの。
- 8 年次有給休暇の日数の経過措置
  - ・ この条例の適用を受けることとなる者の年次有給休暇の日数については、県学校職員勤務時間条例の規定による年次有給休暇の残日数とすることとするもの。
- 9 介護休暇の経過措置
  - ・ 県学校職員勤務時間条例の規定により介護休暇の承認を受けた教職員で、施行日において当該介護休暇を取得した期間が通算して6月を超えないものの経過措置について規定するもの。
- 10 介護休暇及び組合休暇に係る給与の減額の経過措置
  - ・ 高等学校及び幼稚園の教育職員が施行日の前日までの県学校職員勤務時間条例の規定による介護休暇及び組合休暇の承認を受けて勤務しない場合の給与の減額について、施行日以後においても給与の減額を必要とするときは、平成29年4月以後に支給する給与から減額するもの。
- 11 さいたま市立幼児教育センター附属幼稚園の教育職員に対するこの条例の適用
  - ・ 市立幼児教育センター附属幼稚園の教育職員をこの条例に適用することとするもの。
- 12 給与が減額される55歳を超える校長及び教頭に関する読替え
  - ・ 平成30年3月31日までの間、給与が減じられて支給される55歳を超える校長及び教頭が介護休暇及び介護時間の承認を受けた場合は、給与額の減額措置後の勤務1時間当たりの給与額を減額することとするもの。
- 13 さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正
  - ・ さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の対象者から教職員を除くもの。

(施行期日) 平成29年4月1日

## 議案第52号 さいたま市教員の修学部分休業に関する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部教職員課教職員企画室)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第4次一括法)における市町村立学校職員給与負担法の一部改正に伴い、教員の修学部分休業を実施するため、新たに条例を制定するもの。

(内容)

- 1 修学部分休業の承認
  - (1) 修学部分休業の承認は、教員の1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、当該教員の修学のため必要とされる時間について、5分を単位として行うものとするもの。
  - (2) 修学部分休業の対象となる教育施設は、大学等とするもの。

- (3) 修学部分休業の期間を2年とするもの。
- 2 修学部分休業をしている教員の給与の取扱い
- ・ 教員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、条例の規定により算出した額を減額して給与を支給することとするもの。
- 3 修学部分休業の承認の取消し
- ・ 市教育委員会は、修学部分休業をしている教員が、修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき等は、当該修学部分休業の承認を取り消すものとするもの。
- 4 経過措置
- ・ 施行日前になされた修学部分休業の承認は、この条例の規定によりなされたものとみなすもの。

(施行期日) 平成29年4月1日

### 議案第53号 さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部教職員課教職員企画室)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）における市町村立学校職員給与負担法の一部改正に伴い、教員の自己啓発等休業を実施するため、新たに条例を制定するもの。

(内容)

- 1 自己啓発等休業の承認
  - ・ 市教育委員会は、教員の申請に基づき、自己啓発等休業の承認をすることができるものとするもの。
- 2 自己啓発等休業の期間
  - ・ 自己啓発等休業の期間を、大学等課程の履修のための休業にあつては2年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として教育委員会規則で定める場合は、3年）とし、国際貢献活動のための休業にあつては3年とするもの。
- 3 自己啓発等休業の対象となる教育施設
  - ・ 自己啓発等休業の対象となる教育施設は、大学等とするもの。
- 4 自己啓発等休業の対象となる奉仕活動
  - ・ 自己啓発等休業の対象となる奉仕活動は、独立行政法人国際協力機構が自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動等とするもの。
- 5 自己啓発等休業の承認の申請
  - ・ 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならないこととするもの。
- 6 自己啓発等休業の期間の延長
  - (1) 自己啓発等休業をしている教員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が2の休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、委員会に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができるものとするもの。
  - (2) 自己啓発等休業の期間の延長は、教育委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとするもの。
- 7 自己啓発等休業の承認の取消事由

- ・ 自己啓発等休業の承認の取消事由を、自己啓発等休業をしている教員が、正当な理由なく、その者が在学している教育施設の課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと等とするもの。

#### 8 報告等

- ・ 自己啓発等休業をしている教員は、委員会から求められた場合のほか、大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合等には、当該教員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について委員会に報告しなければならないこととするもの。

#### 9 経過措置

- ・ 施行日前になされた自己啓発等休業の承認等は、この条例の相当規定によりなされたものとみなすもの。

(施行期日) 平成29年4月1日

### 議案第54号 さいたま市教員の休職の事由等に関する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部教職員課教職員企画室)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第4次一括法)における市町村立学校職員給与負担法の一部改正に伴い、教員の休職の事由、手続及び効果に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

(内容)

#### 1 休職の事由及び手続

- (1) 教員が、学校、研究所、病院その他これらに準じる公共的施設において、その教員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合においては、その意に反してこれを休職にすることができることとするもの。
- (2) 休職の処分は、その旨を記載した書面を当該教員に交付して行わなければならないこととするもの。

#### 2 休職の効果

- (1) 休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休職を要する程度に応じ、市教育委員会が定めることとするもの。
- (2) 市教育委員会は、休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならないこととするもの。

#### 3 休職者の身分取扱い

- ・ 休職者は、教員としての身分を保有するが、職務に従事しないこととするもの。

(施行期日) 平成29年4月1日

### 議案第55号 さいたま市教職員の給与に関する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部教職員課教職員企画室)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第4次一括法)における市町村立学校職員給与負担法の一部改正に伴い、教職員の給与に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

(内容)

#### 1 給料

- ・ 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、各種手当等を除いたもの

とすることとするもの。

## 2 給料表

- (1) 教育職給料表(1)（高等学校及び特別支援学校の教育職員）及び教育職給料表(2)（小学校及び中学校（幼稚園を含む。）の教育職員）については、県学校職員給与条例の教育職員に適用される給料表と同様の内容のものを規定するもの。
- (2) 学校栄養職給料表については、市職員給与条例の医療職給料表(2)の1級から3級までの内容と同様の内容のものを規定するもの。
- (3) 学校事務職給料表については、市職員給与条例の行政職給料表の1級から4級までの内容と同様の内容のものを規定するもの。

## 3 初任給、昇格、昇給等の基準

- ・ 教職員の初任給、昇格、昇給等の基準について、原則、教職員以外の市職員と同様の内容のものを規定するもの。

## 4 給料の支給

- ・ 教職員の給料の支給について、教職員以外の市職員と同様の内容のものを規定するもの。

## 5 給料の調整額

- ・ 教育職員の給料月額が、著しく特殊な職に対し適当でないと認められる場合に、給料月額を基準として算出した給料の調整額を支給することができることとするもの。

## 6 教職調整額

- ・ 教育職員（校長及び教頭を除く。）に対して、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給することとし、教職調整額を給料とみなして適用する規定について規定するもの。

## 7 各種手当

- (1) 地域手当について、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の15を乗じて得た額を支給することとするもの。
- (2) 特殊勤務手当として、週休日等に部活動における指導業務に従事した場合等の教員特殊業務手当並びに主任等の連絡調整及び指導助言の業務に対する教育業務連絡指導手当を支給することとするもの。
- (3) 管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当について市職員給与条例の規定を準用するもの。

## 8 給与の減額

- ・ 教職員の給与の減額について市職員給与条例の規定を準用するもの。

## 9 時間外勤務手当及び休日勤務手当

- ・ 学校栄養職員及び事務職員に支給する時間外勤務手当及び休日勤務手当について市職員給与条例の規定を準用するもの。

## 10 義務教育等教員特別手当

- ・ 小学校、中学校、特別支援学校の小学部若しくは中学部の教育職員及びこれらの教育職員と権衡上必要があると認められる高等学校若しくは特別支援学校の高等部の教育職員に義務教育等教員特別手当を支給することとするもの。

## 11 再任用教職員等についての適用除外

- ・ 再任用教職員には扶養手当及び住居手当の規定を、任期付短時間勤務教職員には扶養手当、住居手当及び単身赴任手当の規定を適用しないこととするもの。

- 1 2 休職者の給与
  - ・ 公務災害、結核性疾患その他の心身の故障、刑事事件に係る起訴、研究等による休職者の給与について規定するもの。
- 1 3 専従休職者の給与
  - ・ 専従休職者の給与について、いかなる給与も支給しないこととするもの。
- 1 4 従前の適用条例との経過措置
  - ・ この条例の適用を受ける教職員が施行日前に適用を受けていた条例の規定による給与の取扱いについては、従前のおりとするもの。
- 1 5 継続教職員等の職務の級及び号給の切替え等
  - ・ 県学校職員給与条例又は廃止前の市教育職員給与等条例の適用を受けていた教職員で引き続きこの条例の適用を受けることとなったもの（以下「継続教職員」という。）等の職務の級及び号給の切替え並びに施行日前における給料表の改定時の給料月額との差額に係る経過措置について規定するもの。
- 1 6 継続教職員の昇給の取扱い
  - ・ 継続教職員の施行日以後における最初の昇給は、施行日前の勤務成績を含めて行うこととするもの。
- 1 7 継続教職員の育児休業等の取扱い
  - ・ 継続教職員のうち、施行日の前日において育児休業等中の教職員の昇給の取扱いについて、他の教職員との権衡を考慮して委員会が定めることとするもの。
- 1 8 平成31年3月31日までの間における地域手当の特例
  - ・ 平成31年3月31日までの間、地域手当の支給割合については、100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とするもの。
- 1 9 市教育職員給与等条例適用者の給与の減額の経過措置
  - ・ 市教育職員給与等条例適用者で施行日以後においても給与の減額を必要とする場合は、平成29年4月以後に支給する給与から減額することとするもの。
- 2 0 継続教職員の病気休暇についての経過措置
  - ・ 継続教職員のうち、公務上又は通勤による場合を除き、負傷又は疾病に係る療養のため、当該療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務していない教職員については、従前どおりその期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、給料（教職調整額を含む。）の半額を減じることとするもの。
- 2 1 期末手当及び勤勉手当の取扱い
  - ・ 施行日以後この条例の適用を受けることとなった教職員の平成29年6月期の期末手当及び勤勉手当の支給に当たっては、施行日前の県学校職員給与条例の適用を受けていた者としての期間を、この条例の教職員としての期間とみなすこととするもの。
- 2 2 休職者の給与の取扱い
  - ・ 継続教職員のうち、施行日前から引き続き休職を命じられている教職員の施行日以後における休職者の給与の支給について、施行日前の休職期間をこの条例の教職員としての休職期間とみなすこととするもの。
- 2 3 市立幼児教育センター附属幼稚園の教育職員に対するこの条例の適用
  - ・ 市立幼児教育センター附属幼稚園の教育職員をこの条例に適用することとするもの。
- 2 4 55歳を超える教育職員の給料月額等の特例
  - (1) 平成30年3月31日までの間、校長及び教頭（再任用教職員を除く。）に対する給

料月額、地域手当、期末手当、勤勉手当、休職者の給与及び施行日前における埼玉県の給料表の改定に伴う経過措置の規定による給料月額の差額の支給に当たっては、当該教育職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、これらの給与の額から、それぞれの給与の1.5%相当額を減額するもの。

(2) (1)に該当しない者が月の初日以外の日に(1)に該当する者となった場合における(1)により減額する額の計算その他(1)の規定の実施に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるもの。

(3) (1)に該当する者の勤務1時間当たりの給与額について定めるもの。

(4) (1)に該当する者に支給する勤勉手当の額の総額について定めるもの。

## 25 さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正

- ・ さいたま市職員の給与に関する条例の対象者から教職員を除くもの。

(施行期日) 平成29年4月1日

## 議案第56号 さいたま市教職員退職手当条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部教職員課教職員企画室)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第4次一括法)における市町村立学校職員給与負担法の一部改正に伴い、教職員の退職手当に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

(内容)

### 1 遺族の範囲及び順位

- ・ 教職員が死亡した場合に退職手当の支給対象となる遺族の範囲及び順位について定めるもの。

### 2 一般の退職手当

- ・ 一般の退職手当の額は、退職手当の基本額に退職手当の調整額を加えた額とし、退職手当の基本額は、退職事由や勤続期間に応じて定めることとするもの。

### 3 公務又は通勤によることの認定の基準

- ・ 退職の理由となった傷病又は死亡が公務上又は通勤によるものかの認定に当たっては、地方公務員災害補償法の規定による認定の基準に準拠しなければならないこととするもの。

### 4 退職手当の調整額

- ・ 退職者の在職期間における職責に応じて一般の退職手当の調整額を支給することとするもの。

### 5 一般の退職手当額の特例

- ・ 特定の条件を満たして退職する者について、給料月額等の一定割合の一般の退職手当額を保障することとするもの。

### 6 勤続期間の計算

- ・ 退職手当の算定の基礎となる勤続期間について、教職員としての引き続いた在職期間によるほか、教職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間等を含むものとするもの。

### 7 予告を受けない退職者の退職手当

- ・ 労働基準法に定める30日前に解雇の予告をせずに解雇した場合の退職手当の取扱いについて定めるもの。

## 8 失業者の退職手当

- ・ 退職後失業している場合に支給される失業者の退職手当について、市職員退職手当条例の規定を準用するもの。

## 9 懲戒免職等処分の場合の退職手当の支給制限

- ・ 懲戒免職等処分により退職した教職員について、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないことができること及びその手続について定めるもの。

### 1 0 退職手当の支払の差止め

- (1) 刑事事件について起訴をされた退職者等について、一般の退職手当の支払を差し止める処分を行うことができることとするもの。
- (2) 差止処分の取消しの事由及び手続について定めるもの。

### 1 1 退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限

- ・ 退職後、一般の退職手当等が支払われていない退職者又はその承継者について、退職者が禁錮以上の刑に処せられた場合等に支払を差し止める処分を行うことができることとするもの。

### 1 2 退職手当の返納

- ・ 退職後、一般の退職手当等が支払われた退職者について、禁錮以上の刑に処せられた場合等に、支払われた退職手当の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができることとするもの。

### 1 3 遺族の退職手当の返納

- ・ 死亡退職者の遺族に一般の退職手当等が支払われた後、当該教職員が在職中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められた場合、支払われた退職手当の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができることとするもの。

### 1 4 退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付

- (1) 一般の退職手当等が支払われた退職者又は死亡退職者の遺族が死亡し、退職者が在職中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと疑われる場合、当該退職手当の受給者の相続人に対し支払われた退職手当の全部又は一部に相当する額の返納を命じる処分を行うことができることとするもの。
- (2) 退職手当の受給者がその返納を命じる通知を受けた後、処分を受ける前に死亡した場合、その相続人に対し支払われた退職手当の全部又は一部に相当する額の返納を命じる処分を行うことができることとするもの。
- (3) 退職手当の受給者が在職中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされ、判決が確定する前に返納処分を受けることなく死亡した場合、その相続人に対し支払われた退職手当の全部又は一部に相当する額の返納を命じる処分を行うことができることとするもの。
- (4) 退職手当の受給者が刑事事件に関し起訴をされ、禁錮以上の刑が確定した後、返納処分を受けることなく死亡した場合、その相続人に対し支払われた退職手当の全部又は一部に相当する額の返納を命じる処分を行うことができることとするもの。
- (5) 退職手当の受給者が、再任用教職員に対する免職処分を受けた後、返納処分を受けることなく死亡した場合、その相続人に対し支払われた退職手当の全部又は一部に相当する額の返納を命じる処分を行うことができることとするもの。

### 1 5 人事委員会による調査審議

- (1) 1 1 から 1 4 までの規定による処分を行う際は、人事委員会に諮問しなければならないこととするもの。

- (2) 諮問を受けた人事委員会は、処分を受けるべき者からの申出に応じて陳述の機会を設けなければならないこととし、必要な調査及び関係機関への必要な協力の求めをすることができることとするもの。
- 1 6 退職後に引き続き教職員等となった場合の退職手当の不支給
- ・ 教職員が退職の日又はその翌日に再び教職員となった場合、退職に引き続いて他の地方公務員等となった場合等、教職員としての勤続期間がその後に通算される場合において、この条例による退職手当を支給しないこととするもの。
- 1 7 さいたま市立学校職員の退職手当の支給制限等の処分に係る手続に関する条例の廃止
- ・ 教職員の退職手当の支給制限等の処分に係る手続についてはこの条例に規定するため、さいたま市立学校職員の退職手当の支給制限等の処分に係る手続に関する条例を廃止するもの。
- 1 8 経過措置
- ・ 施行日の前日に退職した者で、県退職手当条例又は市教育職員給与等条例の適用を受けていたものの退職手当の支給等については従前の例によることとするもの。
- 1 9 勤続期間についての経過措置
- ・ 施行日の前日において県学校職員給与条例又は市教育職員給与等条例の適用を受けていた者で引き続きこの条例の適用を受けるもの（以下「継続教職員」という。）等の施行日前の勤続期間については、この条例における勤続期間に通算することとするもの。
- 2 0 教職員とみなす者の特例
- (1) 施行日前に県学校職員給与条例又は市教育職員給与等条例の適用を受けていた者で引き続き施行日前又は施行日において市職員給与条例の適用を受けることとなったものは、退職手当の支給の対象となる教職員とみなすこととするもの。
- (2) 所定の要件を満たした常時勤務に服することを要しない者については、教職員とみなし、一般の退職手当等の額及び勤続期間の取扱いについて定めるもの。
- 2 1 在職期間の通算の特例
- ・ 特定の法人等に在職していた者で施行日以後にこの条例の適用を受けることとなったものについて、その在職期間を教職員としての引き続いた在職期間とみなすこととするもの。
- 2 2 退職手当の基本額の特例
- (1) 特定の期間勤続した者の退職手当の基本額について、当分の間、特定の割合を乗じることとするもの。
- (2) 特定の年数を超えて勤続し、特定の事由による退職をした者の勤続期間について、当分の間、特定の勤続年数及び計算方法により退職手当額を計算することとするもの。
- 2 3 給料月額の変額改定により差額が支給される場合の取扱い
- ・ 給料月額の変額改定による減額前後の差額に相当する額について、この条例による給料月額には含まないこととするもの。
- 2 4 退職手当の額の保障
- (1) 継続教職員等が、この条例の規定により計算した退職手当額と、施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、別に定めるところにより、同日における県退職手当条例又は市職員退職手当条例の規定により計算した退職手当額を比較し、多い額をもってその者に支給すべき退職手当額とすることとするもの。
- (2) 給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手



当の基本額に係る特例の適用について所要の規定を定めるもの。

2 5 退職手当の調整額の基礎となる在職期間の適用限度

- ・ 退職手当の調整額を計算する際の基礎となる在職期間について、平成13年5月1日以後の期間とすることとするもの。

2 6 失業者の退職手当に係る在職期間の適用限度

- ・ 雇用保険法の一部改正による失業者の退職手当の適用対象の一部改正に伴い、失業者の退職手当の算定における在職期間について市職員退職手当条例の規定を準用するもの。

2 7 さいたま市職員退職手当条例の一部改正

- ・ さいたま市職員退職手当条例の対象者から教職員を除くもの。

(施行期日) 平成29年4月1日

**議案第57号 さいたま市学校災害救済給付金条例の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・教育委員会事務局学校教育課健康教育課)

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 条例で引用している児童福祉法「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改めるもの。

(施行期日) 平成29年4月1日

**議案第58号 さいたま市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課)

特定教育・保育施設等における子どもの死亡事故等の重大事故の分析及び再発防止策の検討を行う機関を社会福祉審議会に設置するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 専門分科会の設置
- ・ 社会福祉審議会に特定教育・保育施設等重大事故検証専門分科会を設置するもの。

(施行期日) 公布の日

**議案第59号 さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例等の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課)

介護保険法の改正により、介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行するため、さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例のほか3条例について、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例の一部改正

- ・ 業務の追加等
  - ア 老人デイサービスセンターの業務に、第1号通所事業を追加するもの。
  - イ 第1号通所事業の利用者にあつては、市長が別に定めるところにより算定する額及び市長が別に定める費用で指定管理者が定める額を納付することとするもの。
  - ウ 第1号通所事業のうち市長が別に定めるサービスの利用定員を、市長が別に定める

こととするもの。

2 さいたま市年輪荘条例の一部改正

・ 事業の追加等

ア 老人デイサービスセンターの事業に、第1号通所事業を追加するもの。

イ 第1号通所事業のうち市長が別に定めるサービスの利用定員を、市長が別に定めることとするもの。

ウ 老人デイサービスセンターの事業のうち、通所介護を地域密着型通所介護に改めるもの。

エ 介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行することに伴い、生きがい活動支援通所事業の実施規定を削るもの。

3 さいたま市高齢者デイサービスセンター条例の一部改正

・ 業務の追加等

ア 高齢者デイサービスセンターの業務に、第1号通所事業を追加するもの。

イ 第1号通所事業の利用者にあつては、市長が別に定めるところにより算定する額及び市長が別に定める費用で指定管理者が定める額を納付することとするもの。

ウ 第1号通所事業のうち市長が別に定めるサービスの利用定員を、市長が別に定めることとするもの。

エ 高齢者デイサービスセンターの業務のうち、通所介護を地域密着型通所介護に改めるもの。

オ 介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行することに伴い、生きがい活動支援通所事業の実施規定を削るもの。

4 さいたま市与野本町デイサービスセンター条例の一部改正

・ 業務の追加等

ア 与野本町デイサービスセンターの業務に、第1号通所事業を追加するもの。

イ 第1号通所事業の利用者にあつては、市長が別に定めるところにより算定する額及び市長が別に定める費用で指定管理者が定める額を納付することとするもの。

ウ 第1号通所事業のうち市長が別に定めるサービスの利用定員を、市長が別に定めることとするもの。

エ 介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行することに伴い、生きがい活動支援通所事業の実施規定を削るもの。

5 規定の整備

- ・ 平成27年3月31日の時点で要支援認定を受けていた者に対して、経過措置として平成30年3月31日まで認められる介護予防通所介護に係る規定を削るもの。

(施行期日) 1から4までについては平成29年4月1日、5については平成30年4月1日

**議案第60号 さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場条例の制定について**

(所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課)

高齢者の生きがいづくりを推進するとともに、市民の健康の増進を図るための施設として、さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場を設置するため、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 設置

- ・ グラウンド・ゴルフ場を、市内西区大字宝来125番地1に設置するもの。
- 2 業務
    - ・ グラウンド・ゴルフ場の業務は、グラウンド・ゴルフ場及びこれに附属する設備の利用に関する事等とするもの。
  - 3 休業日
    - ・ グラウンド・ゴルフ場の休業日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとするもの。
  - 4 利用時間
    - ・ グラウンド・ゴルフ場の利用時間は、午前9時から午後5時までとするもの。
  - 5 利用料金
    - ・ グラウンド・ゴルフ場の利用料金を定めるもの。
  - 6 指定管理者による管理
    - ・ グラウンド・ゴルフ場の管理を指定管理者に行わせるとともに、利用の許可等を行わせることができることとするもの。
- (施行期日) 平成30年4月1日

**議案第61号** さいたま市心身障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例の制定について  
(所管課所・保健福祉局福祉部年金医療課)

児童福祉法の一部改正に伴い、さいたま市心身障害者医療費支給条例のほか2条例について所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 条例で引用している児童福祉法「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改めるもの。

(施行期日) 平成29年4月1日

**議案第62号** さいたま市保育所条例の一部を改正する条例の制定について  
(所管課所・子ども未来局幼児未来部保育課)

さいたま市立下木崎保育園の移転整備工事の終了に伴い、新園舎へ移転するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 名称及び位置の改正
- ・ さいたま市立下木崎保育園の名称をさいたま市立大東保育園とし、位置を市内浦和区大東2丁目18番7号とするもの。

(施行期日) 平成29年3月21日

**議案第63号** さいたま市子ども家庭総合センター条例の制定について  
(所管課所・子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課子ども総合センター開設準備室)

子ども及び家庭を取り巻く課題に総合的に取り組み、子ども及び家庭並びに地域の子育て機能を総合的に支援する中核施設として、さいたま市子ども家庭総合センターを設置するもの。

(内容)

- 1 設置

- ・ さいたま市子ども家庭総合センター（以下「センター」という。）を市内浦和区上木崎4丁目4番10号に設置するもの。

## 2 業務

- ・ センターの業務を次に掲げる業務とするもの。
  - ア 子ども及び家庭の総合的な相談支援の推進に関すること。
  - イ 児童福祉法第12条第2項に規定する業務に関すること。
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第2項に規定する業務に関すること。
  - エ 子どもに係る教育相談に関すること。
  - オ 男女共同参画の推進に係る家庭等の相談に関すること。
  - カ 未成年者への自立に向けた支援に関すること。
  - キ 地域の子育て支援に関すること。
  - ク 子ども及び家庭並びに地域の子育てに係る企画及び研究に関すること。
  - ケ 市民コンタクトスクエアの利用に関すること。
  - コ アからケまでに掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

## 3 センターの構成

- ・ センターの構成は、次の専門相談機関及び施設をもって構成することとするもの。
  - ア 児童相談所
  - イ こころの健康センター
  - ウ 総合教育相談室
  - エ 男女共同参画相談室
  - オ 子どもケアホーム
  - カ 市民コンタクトスクエア（ばれっとひろば、中高生活動スペース、多目的ホール、バンドスタジオ、ダンススタジオ、調理室その他規則で定める施設及びこれらの附属設備）

## 4 休業日

- ・ 市民コンタクトスクエアの休業日は、次のとおりとするもの。
  - ア 水曜日（その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）
  - イ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

## 5 利用時間

- ・ 市民コンタクトスクエアの利用時間は、午前9時から午後8時までとするもの。

## 6 利用資格等

- (1) 多目的ホール及び調理室並びにこれらの附属設備を利用することができるものを子ども及び子育てに関する団体であって、市内で主たる活動を行うものとするもの。
- (2) バンドスタジオ及びダンススタジオ並びにこれらの附属設備を利用することができる者を市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する未成年者とするもの。

## 7 指定管理者による管理

- ・ 貸出施設等の管理、市民コンタクトスクエアの利用の許可等を指定管理者に行わせることができることとするもの。

（施行期日） 平成30年4月1日

#### 議案第64号 さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部国民健康保険課)

平成30年度より開始される国民健康保険の広域化を踏まえ、段階的に賦課限度額の引き上げを行うため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 課税額等の見直し
- ・ 国民健康保険税に係る基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の賦課限度額について次のとおり改めるもの。

課税区分	現行	改正後
基礎課税額	50万円	52万円
後期高齢者支援金等課税額	13万円	16万円
介護納付金課税額	10万円	13万円

(施行期日) 平成29年4月1日

#### 議案第65号 さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部介護保険課)

介護予防・日常生活支援総合事業の実施を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 指定介護予防通所介護が第1号通所事業に移行されることに伴い、法律の引用条項の整備を行うとともに、その他規定の整備を行うもの。

(施行期日) 平成29年4月1日

#### 議案第66号 さいたま市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課)

スポーツの振興に関する事項に関し広く市民の意見を踏まえた審議を行うため、審議会の委員について所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 審議会の委員の規定に係る改正
- ・ 審議会の委員の規定のうち「関係行政機関の職員」を「関係団体の代表者」に改め、及び審議会の委員に「公募による市民」を加えるもの。

(施行期日) 平成29年7月28日

#### 議案第67号 さいたま市中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・経済局商工観光部経済政策課)

中小企業経営力強化資金融資の新設に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

##### 1 中小企業経営力強化資金融資の追加

- ・ 現行の市長が別に定める融資（中小企業経営力強化資金融資）で運転資金及び設備資金に対し期間を限定して行っていたものについて、常時融資を行う制度として新たに規

定するもの。

2 規定の整備

- ・ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の改正に伴い、条例で引用している法律の題名を「中小企業等経営強化法」に改めるとともに、引用条項の整備を行うもの。

(施行期日) 平成29年4月1日

**議案第68号 さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・都市局都市計画部自転車まちづくり推進課)

道路交通法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 自動車の定義の見直し
- ・ 自動車の定義に、準中型自動車（車両総重量3.5トン以上7.5トン未満の自動車）を追加するもの。

(施行期日) 公布の日

**議案第69号 さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・都市局都市計画部みどり推進課)

森林法等の一部を改正する法律における国立研究開発法人森林総合研究所法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 許可不要の者の改正
- ・ 風致地区内における建築物の建築等の行為について、市長の許可を要しない者のうち、「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改めるもの。

(施行期日) 平成29年4月1日

**議案第70号 さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・建設局建築部建築行政課)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正によりさいたま都市計画地区計画が変更されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 地区整備計画の変更に伴う建築物の制限の変更

- ・ 客にダンスをさせる営業を営む施設のうち一部の施設を条例の建築物の制限の対象から除外するもの。

2 規定の整備

- ・ 条例中で引用している風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の条項を整備するもの。

(施行期日) 公布の日

### 議案第71号 さいたま市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・消防局総務部消防総務課)

平成25年3月に策定した消防団充実強化計画に基づき、消防団員の確保対策として処遇改善を図るため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 報酬額の改定
- ・ 消防班長及び消防団員の報酬額(年額)を引き上げるもの。

(施行期日) 平成29年4月1日

《一般議案》

### 議案第72号 財産の取得について(新設美園地区小学校建設用地)

(所管課所・教育委員会事務局管理部学校施設課)

新設美園地区小学校建設用地を取得するため、議決を求めるもの。

(内容)

#### 1 物件の表示

(1) 所在地 さいたま都市計画事業浦和東部第二特定土地地区画整理事業地内52街区1画地

(2) 取得面積 2万3,651.78平方メートル

#### 2 取得先

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部

#### 3 取得額

37億6,063万3,020円

### 議案第73号 包括外部監査契約について

(所管課所・総務局総務部総務課)

包括外部監査契約を締結するため、議決を求めるもの。

(内容)

#### 1 契約の目的

包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

#### 2 契約の始期

平成29年4月3日

#### 3 契約金額

1,760万4,000円を上限とする額

#### 4 契約の相手方

山下 康彦

《道路議案》

### 議案第74号 市道路線の認定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般	140路線	
開発	7路線	計147路線

**議案第75号 市道路線の廃止について**

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般	122路線	
開発	1路線	計123路線

《人事議案》

**議案第76号～議案第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任について**

(所管課所・総務局総務部総務課)

固定資産評価審査委員会委員に選任するため、同意を求めるもの。

**議案第79号～議案第81号 人権擁護委員候補者の推薦について**

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

**議案第82号 埼玉県公安委員会委員の推薦について**

(所管課所・総務局総務部総務課)

埼玉県公安委員会委員として推薦するため、同意を求めるもの。